

SMAT NEWSLETTER



SUMITOMO MITSUI AUTO LEASING & SERVICE (THAILAND) CO., LTD.



smatnewsletter@smauto.co.th



www.smauto.co.th



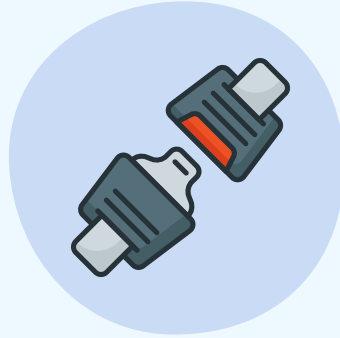
0-2252-9511

新道路交通法

交通安全強化のため、9月5日より罰則金が値上がりしました。



逆走運転



ドライバー及び同乗者の
シートベルト不着用

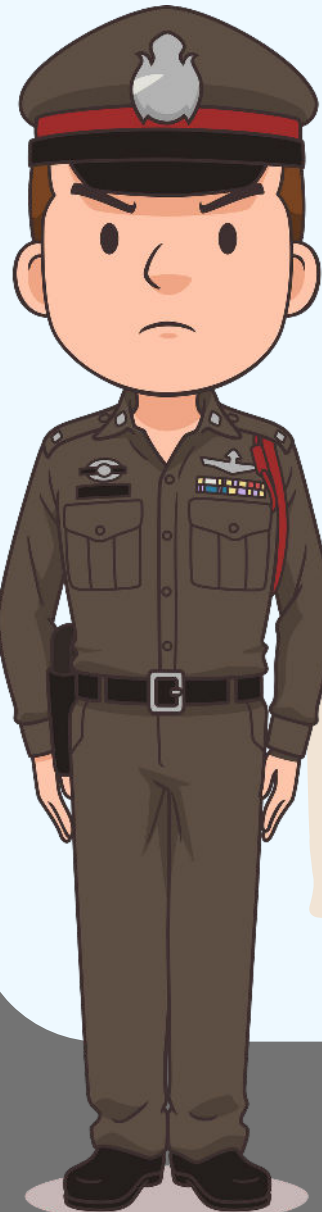


禁止区域内の駐車



ヘルメット不着用

最高2,000バーツの罰金



タイ警察は
9月5日の施法から
3か月間、
従来 of 交通法に従って、
交通違反における
罰則金の適用を
発表しました。



法定制限速度違反



信号無視



横断歩道で
一時停止しなかった場合

最高4,000バーツの罰金



他人の安全を
考慮しない運転



飲酒運転

**2度目の飲酒運転をした場合、
2年以下の懲役または
20,000-100,000バーツの
罰金が科せられます。

1年の懲役、
または5,000-20,000THBの罰金

罰則金の支払い手続き等サポートいたします。

詳細は弊社営業部 ☎0-2252-9511 press 5206 まで
お問い合わせください。